<本号4ページ>

- 1 大阪地裁前で座り込み集会(5/15)・・・・・・・・p1
- 2 "弾圧便乗解雇"は許さないぞ(5/14統一行動)・・・・・・p1
- 3 宇部三菱・中央大坂生コン事件第2回公判(5/15)・・・・・p3

# 5/15 大阪地裁前で座り込み集会

「仲間を返せ!」と150人



5月15日。大阪地方裁判所で組合 員8人の公判が開かれるこの日、朝8 時から地裁前で「座り込み集会」がひ らかれた。大弾圧反対実行委員会(事 務局・全港湾大阪支部)が主催。大阪 全労協など各地の労働組合や市民運 動から100人以上の参加者が集まっ た。(写真左はアピールする大椿ゆう こさん=社民党参院選予定候補)

9:15に公判の傍聴券抽選がはじま ると、前回2月は大阪広域協組が大

量動員して100席の傍聴席は7割以上が広域協だったが今回は逆転。8割近くが組合側で圧倒し

た。

初夏を思わせる日差しで裁判も10:00~16:00と長丁場だっ たが、署名活動にとりくみながら交代でアピールとシュプレヒ コールをつづけ、公判終了後の集約集会には150人を超す仲 間が参加した。

# 弾圧便乗解雇"は許さないぞ

ナニワ生コン(大阪)、吉田生コン(奈良)で抗議行動

### ●「ストライキで逮捕」を理由に懲戒解雇

5月14日、全日建の各地方代表が、一連の権力弾圧に便乗した理不尽な解雇に抗議する1日行 動にとりくみ、新潟、関東、静岡、東海、近トラ、ゼネラルの各支部と関生支部が参加した。

最初に向かったのはナニワ生コン(大阪府茨木市、藤中昌則社長=写真次ページ)。

発行:全日建(全日本建設運輸連帯労働組合) お問い合わせ03-5820-0868

#### (1ページからのつづき)

ここは2017年12月の輸送ゼネストで不当逮捕された七牟礼副委員長らの職場。昨年9月18日、七牟礼副委員長ともうひとりの組合員が、宇部三菱セメント大阪港SS(出荷基地)でのストライキが威力業務妨害だとして逮捕されたのちの10月3日、2人を「懲戒解雇」したのだった。逮捕で会社の信用を汚したなどというのが理由だ。

ストの目的は運賃引き上げの約束を守れという、正当かつ道理にかなったものだ。しかも、刑事司法においては「推定無罪の原則」がある。逮捕され、刑事罰の嫌疑をかけられたからといって、それを理由にただちに解雇できるものではない。警察によるえん罪の可能性だってあるし、無実を主張して裁判で争う権利もあるからだ。

公務員の場合、起訴されると判決確定までは 「起訴休職」になる。民間企業でもそれに準じた就 業規則を定めているケースが多い。

ところがナニワ生コンは2人が逮捕された2週間後、起訴されていない段階で解雇した。暴挙というほかない。

### ●大阪広域協組執行部への「忠誠の証」

解雇不当で争えば裁判や労働委員会でいずれ会社が負けるのはあきらかだ。それでも、ナニワ 生コンと藤中社長が解雇を強行したのは次のような理由からだ。

藤中社長はスト直後まで大阪兵庫生コン経営者会(「経営者会」)の会長で、関生支部を含む労働組合側と大阪広域生コン協組との集団交渉の業界側代表を務めていた。中小企業と労働組合の協力関係による生コン業界再建運動の、業界側の旗振り役だったといってもいい。一昨年12月の輸送ゼネストで問題となった輸送運賃引き上げも、大阪広域協組を代表して「運賃引き上げは約束だから実施する」と過去3年の春闘交渉でくりかえし回答してきた。スト直後も労働側の言い分には道理があるという立場で事態の収拾に動いた。

しかし、大阪広域協組執行部はそんな藤中社長の行動をとがめ立てし、約束を守らない自分たちの非はそっちのけで関生支部との全面対決を打ち出す一方、同社の営業活動を事実上禁止するという見せしめ処分を決めた。「関生支部と手を切らないとこうなるぞ」というわけだ。

これに震え上がった藤中社長は「経営者会」の会長をすぐさま辞職し(その途端、大阪広域協組は処分を取り消した)、掌を返したように関生支部つぶしの先兵となった。七牟礼副委員長らの懲戒解雇は、つまり、ナニワ生コン藤中社長による大阪広域生コン協組執行部への忠誠の証というわけなのだ。(このあたりの詳しい経緯は『ストライキしたら逮捕されまくったけどそれってどうなの?』59~61ページを参照)



### ●大阪広域協の組合つぶしに便乗する吉田生コン、コタニ運輸



吉田生コン(奈良市、吉田桃子社長)の場合もそうだ。風向きが大阪広域協組に有利だとみるや、奈良の業界安定のために関生支部との協力関係を維持してきた立場をあっさり捨てた。広域協執行部と連絡を取り合い、連休前の4月25日、組合員4人に唐突に解雇を通告した。「子犬をミキサー車の助手席に乗せていた」などという愚にもつかないこと、しかも7年前も前のことなどが理由だ。

さらに、コタニ運輸(奈良県大和郡山市。奈良レミコン専属輸送=写真上)も、労使協定で労組専 従活動を認めているのに、ミキサー車に乗務していないなどという理由で解雇。どちらの企業も大 阪広域協組の組合つぶしに便乗した解雇であることはあきらかだ。吉田社長は広域協組執行部と 連絡をとりあっていた事実が判明している。

5月14日、各支部代表が抗議に向かうと、吉田生コンの工場内には大阪広域協組の面々が待ち構えていた。社屋の屋上では三脚を立ててビデオ撮影の用意までしていたのだから、ご苦労なことというか、まったく馬鹿げたお話しだ。

ナニワ生コン、吉田生コン、コタニのような弾圧に便乗した組合つぶしは決して許さない。連帯ユニオンはこの日を第1弾と位置づけ、今後も全国の仲間が解雇撤回にむけた統一行動をつづけていく。

# ストライキしたら逮捕

## 5/15 宇部三菱・中央大坂生コン事件で第2回公判

## ●スト当日の映像を上映

5月15日、大阪地方裁判所で、宇部三菱SS・中央大阪生コン事件の第2回公判。2月1日に第1回公判が開かれてから3か月ぶり。滋賀の湖東協組事件などの裁判がつづいているためだ。

この日も大阪広域生コン協組が裁判傍聴に大量動員をかけていたが、組合側が100人を超す結集で圧倒。抽選の結果、大法廷(傍聴は約100人)の4分の3は組合関係者となった。

10:00~16:00の裁判の大半は映像上映。17年12月輸送ゼネスト当時(12、13の両日)の宇部三菱大阪港SS(サービスステーション=貯蔵出荷基地)と中央大阪生コンの2カ所で、監視カメラや管理職、警察が撮影した映像である。

検察は、「出入りする車輌の前に組合員が立ち塞がって出荷業務を妨害した」と起訴し、その公訴事実の動かぬ証拠だと言わんがために映像を提出しているのだが、法廷で映し出される映像は、組合員がバラセメント車や生コンミキサー車の斜め前方で運転手にストライキの趣旨を説明して同調を呼びかけている様子ばかり。どこからどうみても、威力をもって車輌の進行を阻止しているようには見えない。

宇部三菱SSの場合、会社管理職らの人数が組合員より多く、かれらは白いヘルメット姿で「業務妨害しないでください」と口々にわめきながら、同じセリフが書かれたプラカードかかげ、組合員を取り囲む。車輌の前面に群がるようにして立ち塞がっているのは、むしろその管理職たち。威力業務妨害というのが、いかにでっち上げられたものなのかが逆によくわかる。

しかもよく見ると、遠巻きに大阪府警が機動隊のバスを並べて待機していた事実まで写っている。かりに威力業務妨害にあたる行為があったのなら、かれらがただちに出動しているはずだ。しかし、この事件での逮捕劇はじつにストから9か月も経ってからだった。

裁判官が予断と偏見なしにこの映像を見ていたのなら、これは大阪広域協組と大阪府警の合作によるえん罪だという心証をもったのではなかろうか。

次回は5月22日。宇部三菱SSの専属輸送会社、植田組の証人尋問の予定。